

相談
無料

有期契約社員、パートタイマー社員等の
キャリアアップに取り組む事業所様必見！

“キャリアアップ助成金”を 活用してみませんか？

下記のような人財に該当者がいたら受給の可能性ががあります！！

積極的に
中途採用を
行っている

欠員の補填など
必要に応じて
中途採用を行っている

中途採用者は
その能力を把握する
期間を設けている

現在
正社員登用するに
相応しい人物が
社内にいる

将来的に
正社員として
活躍して欲しいと
期待する人物がいる

まずは
助成金の
内容について
話を聞いてみたい

☆☆正規雇用等転換コースの助成金支給額☆☆

- ① 有期契約社員⇒正社員 : 1人あたり 57万円
- ② 無期契約社員⇒正社員 : 1人あたり 28.5万円
- ③ 有期契約社員⇒無期社員 : 1人あたり 28.5万円

<①～③合わせて1年度当たり15人までが対象となります>

<助成金の受給には一定のルールがあります。専門家である社会保険労務士にお任せ下さい！>

ご相談、無料です！下記までお気軽にお問い合わせ下さいませ！

TEL 03-5653-7330

E-mail info@sr-inouehrm.jp

※お電話の受付は平日の9：00～18：00になります。 ※メールでのお問い合わせは24時間対応しています。

江東区の社会保険労務士

『社会保険労務士 井上徹事務所』 宛て

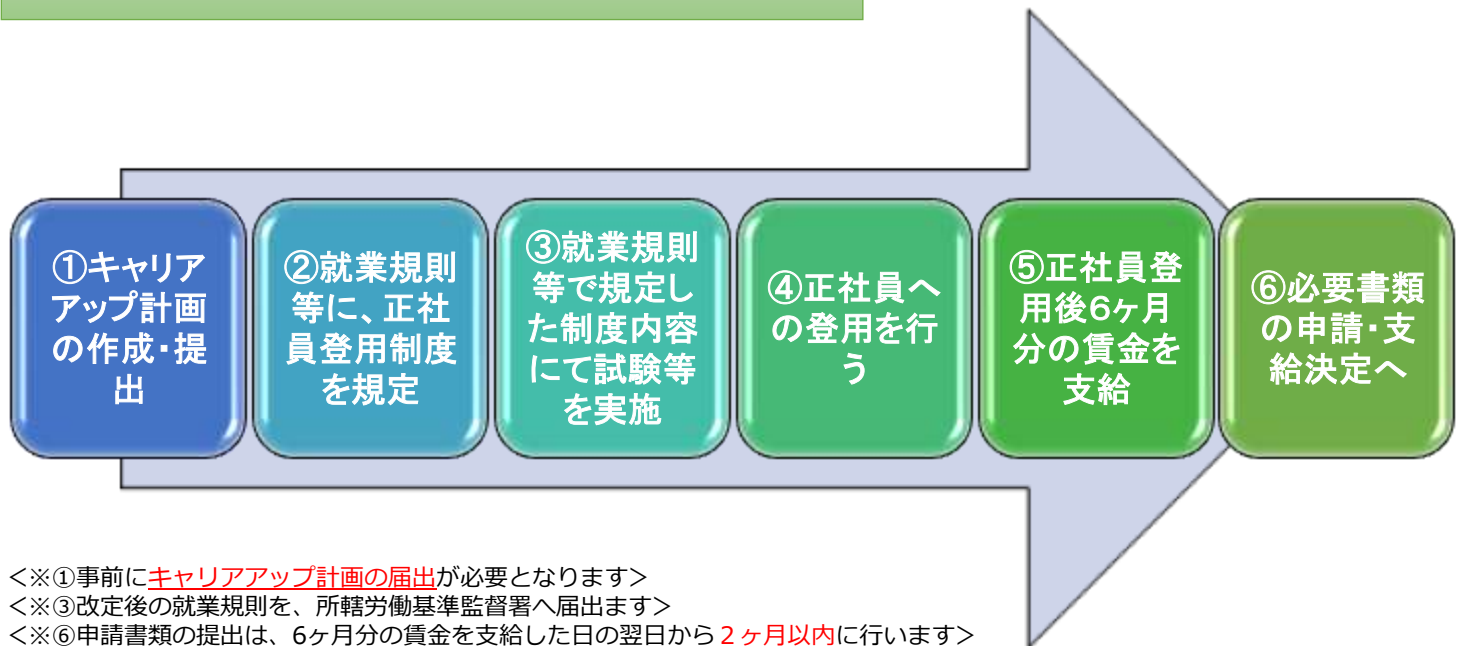
URL: <http://www.sr-inouehrm.jp>

正社員化コース

○ 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

- ① 有期 → 正規：1人当たり**57万円 <72万円>**（**42万7,500円 <54万円>**）
 - ② 有期 → 無期：1人当たり**28万5,000円 <36万円>**（**21万3,750円 <27万円>**）
 - ③ 無期 → 正規：1人当たり**28万5,000円 <36万円>**（**21万3,750円 <27万円>**）
- <①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は15人まで>

☆☆ 『①計画作成から⑥支給決定』までの流れ☆☆



就業規則等規定例

第〇条（正規雇用への転換）

勤続〇年以上の者又は有期実習型訓練修了者で、本人が希望する場合は、正規雇用へ転換させることがある。

2 転換時期は、毎年原則4月1日とする。

3 所属長の推薦がある者に対し、面接及び筆記試験を実施し、合格した場合について転換することとする。

当事務所にて助成金の『**計画作成から支給決定まで**』一連の手続きをサポート致します！

TEL **03-5653-7330**

E-mail info@sr-inouehrm.jp

※お電話の受付は平日の9：00～18：00になります。 ※メールでのお問い合わせは24時間対応しています。

江東区の社会保険労務士

『**社会保険労務士 井上徹事務所**』 宛て

URL: <http://www.sr-inouehrm.jp>